

福岡県公報

平成24年2月29日
第3369号

目次

告示(第302号-第332号)

- 大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定に基づく変更の届出 (中小企業振興課) 1
- 土地改良区の清算人の退任 (農村整備課) 2
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 2
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課) 4
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 4
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) 5
- 解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課) 5
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (森林保全課) 5
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (森林保全課) 5
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (森林保全課) 6
- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (森林保全課) 6

- 保安林指定施業要件変更森林の所在場所等 (森林保全課) 6
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 7
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 7
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 7
- 福岡県領収証紙売りさばき人の指定の取消し (会計管理局会計課) 7
- 廃棄物が地下にある土地の区域の指定 (廃棄物対策課) 8
- 土地改良区の役員の退任 (農村整備課) 8
- 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定の一部改正 (環境保全課) 8
- 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部改正 (環境保全課) 8
- 特定非営利活動法人設立の認証申請 (社会活動推進課) 9
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) 9
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) 9
- 国土調査の成果の認証 (農山漁村振興課) 9

公 告

- 福岡県行政手続条例に基づく意見募集 (都市計画課) 10
- 都市計画の案に係る公聴会の開催 (都市計画課) 10

告 示

福岡県告示第302号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、同法附則第5条第1項の規定による届出があった大規模小売店舗について、変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該届出及び添付書類は、この公告の日から4月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

1 届出年月日

平成24年2月15日

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ウェルタ新宮

(2) 所在地 福岡県糟屋郡新宮町大字三代字壁塗999ほか

3 大規模小売店舗の建物設置者の名称

| 変更前 | 変更後 |
|------------|---------------|
| 京阪神不動産株式会社 | 京阪神ビルディング株式会社 |

4 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

| 変更前 | 変更後 |
|--|--|
| 株式会社オービーエス 代表取締役 鹿山 和夫 福岡県福岡市博多区千代一丁目2番19号ほか 2者 | 株式会社オービーエス 代表取締役 鹿山 和夫 福岡県福岡市博多区千代一丁目2番19号ほか 1者 |

福岡県告示第303号

解散した清算法人福岡市飯盛西土地改良区から清算人の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

| 氏名 | 住所 |
|--------|----------------|
| 松村 角之助 | 福岡市西区大字飯盛599番地 |
| 倉光 徳 | 〃 〃 〃 619番地 |
| 倉光 眞盛 | 〃 〃 〃 550番地 |
| 青柳 彌重 | 〃 〃 〃 556番地1 |
| 大内 弘明 | 〃 〃 〃 553番地 |
| 倉光 輝雄 | 〃 〃 〃 625番地 |

| | |
|-------|----------------|
| 倉光 茂昭 | 福岡市西区大字飯盛626番地 |
| 倉光 茂壽 | 〃 〃 〃 630番地 |
| 倉光 一成 | 〃 〃 〃 561番地 |

福岡県告示第304号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

行橋市大字福丸字深町743番1及び743番4から743番6まで、字横枕746番5並びに大字延長字三反田74番3から74番6並びに字サヘツト62番6及び62番7並びにこれらの区域内の道路・水路である市有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

東京都品川区西五反田2丁目32番4号

ブレイブ株式会社

代表取締役社長 岩田 聖隆

福岡県告示第305号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 (仮称) ドラッグストアモリ岡垣店

- (2) 所在地 福岡県遠賀郡岡垣町東山田二丁目429番1ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要

- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
- (4) 防災・防犯対策への協力
意見なし
- (5) 騒音の発生に係る事項
意見なし
- (6) 廃棄物に係る事項等
- ・ 廃棄物等保管施設に関し、収集業者（遠賀ダストセンター）と次の内容について協議が必要。
位置、大きさ、廃棄物収集車の搬入経路
 - ・ ごみ収集日、その他ごみの収集に関し、留意点等を収集業者（遠賀ダストセンター）に確認し遵守すること。
- (7) 街並みづくり等への配慮等
特になし
- (8) その他
特になし

福岡県告示第306号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び北九州中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (1) 名称 ホームプラザナフコ岡垣店
- (2) 所在地 福岡県遠賀郡岡垣町大字高倉字中縄手6691番1ほか
- 2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
- (1) 駐車需要の充足等交通に関する事項
意見なし
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
意見なし
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
意見なし
- (4) 防災・防犯対策への協力
意見なし
- (5) 騒音の発生に係る事項
意見なし
- (6) 廃棄物に係る事項等
- ・ 廃棄物等保管施設に関し、収集業者（遠賀ダストセンター）と次の内容について協議が必要。
位置、大きさ、廃棄物収集車の搬入経路
 - ・ ごみ収集日、その他ごみの収集に関し、留意点等を収集業者（遠賀ダストセンター）に確認し遵守すること。
- (7) 街並みづくり等への配慮等
特になし
- (8) その他
特になし

福岡県告示第307号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の

規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 マルシヨク空港東店
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡志免町大字別府字角石810番16ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第308号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び飯塚中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 サンリブ田川
- (2) 所在地 福岡県田川市大字川宮1693-1

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第309号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 道路の種類 | 路線名 | 変更前後別 | 区 間 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) |
|----------|-------|------|-------|---------------------------------|-------------------|--------------|
| 直方 | 県道 | 飯塚間線 | 前 | 宮若市金生2640番3先から 宮若市福丸343番2先まで | 7.8 ～ 37.8 | 2,590.5 |
| | | | 前 | 宮若市金生2640番3先から 宮若市福丸343番2先まで | 13.0 ～ 97.0 | 2,877.0 |
| | | | 後 | 宮若市金生2640番3先から 宮若市福丸343番2先まで | 7.8 ～ 37.8 | 2,590.5 |
| | | | 後 | 宮若市金生2640番3先から 宮若市福丸343番2先まで | 13.0 ～ 97.0 | 2,884.5 |

福岡県告示第310号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年3月4日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|-------|---------------------------------------|
| 直方 | 直方鞍手線 | 直方市大字上新入1776番34先から 直方市大字下新入67番1先まで |

福岡県告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成24年2月29日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|------------|--|
| 京築 | 寒田線 下別府 | 築上郡築上町大字下別府1539番1先から 築上郡築上町大字下別府1617番3先まで |

福岡県告示第312号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所
八女市黒木町大淵字本田4889の3
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第313号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

- 解除予定保安林の所在場所

朝倉市杷木赤谷字浦川内1530の1（次の図に示す部分に限る。）、1530の3

- 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

- 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県農林水産部森林保全課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第314号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年11月30日農林水産省告示第1907号
- 変更に係る指定施業要件
 - 立木の伐採の方法 変更しない。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第315号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年1月27日農林水産省告示第205号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及びみやこ町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第316号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和55年12月27日農林水産省告示第1736号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第317号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施

業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和55年12月18日農林水産省告示第1655号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び須恵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第318号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年10月25日農林水産省告示第1697号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宗像市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第319号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年2月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 西日本建設技術ネット

(2) 代表者の氏名

齋藤 雄三

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市東区箱崎5丁目11番3-801号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、不特定多数の市民・団体等に対して、生活の安全・安心の一つの要素として、健全で持続可能な社会基盤の整備に向けて、制度的にも公正かつ適正な建設技術の運用と展開のできる社会環境を確立することを目的とする。

福岡県告示第320号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年2月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人防災を考える市民の会

(2) 代表者の氏名

水口 寛也

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区飯倉4丁目36番8号

(4) 定款に記載された目的

地域住民に対して、減災に関する事業を行い、防災力向上に寄与することを目的とする。

福岡県告示第321号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糸島市高来寺字カゴモリ231番5

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市城南区片江4丁目6番3-202号

森田 里美

福岡県告示第322号

次のように福岡県領収証紙の売りさばき人の指定を取り消したので、福岡県領収証紙条例（昭和39年福岡県条例第48号）第3条第2項の規定により告示する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

| | | | |
|-----------|---------------|--------|-------|
| 売りさばき人証番号 | 売りさばき人の住所及び氏名 | 売りさばき所 | 取消年月日 |
|-----------|---------------|--------|-------|

| | | | |
|----|---|--------------------------------------|----------------|
| 85 | 八女市本村字深町25 福岡県八女県土整備事務所 建築指導課内 社団法人福岡県建築士会八 女支部 | 八女市本村字深町25 福岡県八女県土整備事務所建 築指導課内 | 平成24年 3月16日 |
|----|---|--------------------------------------|----------------|

福岡県告示第323号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第15条の17第1項の規定に基づき、次のように廃棄物が地下にある土地の区域を指定区域として指定する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する区域

筑後市大字溝口字大王寺1444番1の一部及び1445番の一部並びに字小御門1447番1の一部、1447番4の一部、1461番2の一部及び1461番3の一部

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2の規定による埋立地の区分

法第15条の2の6第3項において読み替えて準用する法第9条第5項の確認を受けて廃止された産業廃棄物の最終処分場に係る埋立地

福岡県告示第324号

山田土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

| 氏名 | 住所 |
|-------|-----------------|
| 尾家 隆盛 | 豊前市大字四郎丸1284番地1 |

福岡県告示第325号

合河東部第二土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

| 氏名 | 住所 |
|-------|---------------|
| 高橋 國海 | 豊前市大字山内212番地1 |

福岡県告示第326号

大河内土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

| 氏名 | 住所 |
|-------|----------------|
| 野山 弘明 | 豊前市大字大河内1215番地 |

福岡県告示第327号

土壤汚染対策法に基づく要措置区域の指定（平成24年2月福岡県告示第194号）の一部を次のように改正する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する要措置区域を次のように改める。

- 1 指定する要措置区域
直方市大字頓野1541番2の一部

福岡県告示第328号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（平成24年2月福岡県告示第195号）の一部を次のように改正する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

1 指定する形質変更時要届出区域を次のように改める。

1 指定する形質変更時要届出区域

直方市大字頓野1541番2、1541番10、1541番11及び4054番1の各一部

福岡県告示第329号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成24年2月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人どじょう

(2) 代表者の氏名

野田 耕助

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県久留米市城島町檜津743番地2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、一般市民、自治体、その他の団体に対して、水の環境保全に関する事業を行い、住みよい安心できるまちづくりと地域に好ましい環境づくりに寄与することを目的とする。

福岡県告示第330号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|------------------|----------|--------------|------------|
| 柳川市 | 平成21年度から平成23年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 三橋町蒲船津の一部 | 平成24年2月20日 |
| みやま市 | 平成22年度から平成23年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 瀬高町小田・廣瀬の各一部 | 平成24年2月20日 |

福岡県告示第331号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|------------------|----------|----------|------------|
| みやま市 | 平成22年度から平成23年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 瀬高町廣瀬の一部 | 平成24年2月20日 |

福岡県告示第332号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小川 洋

| 調査を行った者の名称 | 調査を行った期間 | 成果の名称 | 調査を行った地域 | 認証年月日 |
|------------|------------------|----------|----------|------------|
| みやま市 | 平成19年度から平成23年度まで | 地籍図及び地籍簿 | 瀬高町高柳の一部 | 平成24年2月20日 |

公 告

公告

都市計画法に基づく開発行為等の審査基準の改正案について、次のとおり意見を募集します。

平成24年2月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 意見募集期間

平成24年2月17日から3月17日まで

2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) に掲載するほか、福岡県建築都市部都市計画課に備え置きます。

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成24年2月29日

福岡県知事 小 川 洋

1 変更しようとする都市計画の種類

宗像都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

宗像都市計画区域区分の変更

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成24年3月22日（木） 午後7時00分から午後9時00分まで

(2) 場所

宗像市役所103会議室（宗像市東郷1丁目1番1号）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

- 宗像都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の概要
同方針のうち、次の事項を変更する。

ア 都市計画の目標

(ア) 都市づくりの基本理念

(イ) 地域毎の市街地像

イ 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(ア) 区域区分の方針

ウ 主要な都市計画の決定等の方針

(ア) 土地利用に関する方針

(イ) 都市施設の整備に関する方針

(ウ) 市街地開発事業に関する方針

(エ) 自然的環境の整備又は保全に関する方針

(2) 宗像都市計画区域区分の変更の案の概要

人口フレームを次のように変更する。

| 区分 | 年次 | 平成17年 | 平成27年 |
|--------|-----------|------------|------------|
| | 都市計画区域内人口 | 93.2千人 | おおむね91.7千人 |
| 市街地内人口 | 75.5千人 | おおむね74.4千人 | |

(3) 閲覧

平成24年3月1日から3月14日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び宗像市都市建設部都市計画課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

- 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成24年3月14日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。
- 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の

30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は先着順とする。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ (<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>) 又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。